

第3章 所得の種類

第1節 所得の種類と意義

所得税法は、納税者の担税力に応じた課税をするために、非課税所得を除き、原則として個人のあらゆる所得を総合して課税する。

そこで、所得を総合するに当たっては、所得の性質に応じて所得を10種類に区分することとしている。所得税法を理解する上で、所得区分は重要なポイントである。この節では、所得の種類と意義について学習する。

学習のポイント

- 1 所得をその性質によって分類すると、どのようになるのか
- 2 担税力に応じた課税の実現を図るための仕組みは、どのようなものか

1 所得の性質による分類

所得税法は、各人の「所得の大きさ」を担税力の指標としているわけであるが、同じ大きさの所得であってもその「所得の性質」によって担税力に差がある。そこで、所得をその性質によって分類すると、次のようになる。

(1) 所得の発生原因別分類

- イ 資産を運用することによって生ずる所得（預貯金の利子、株式投資による配当、地代、家賃など）
- ロ 勤労から生ずる所得（給料、賃金、報酬など）
- ハ 資産と勤労によって生ずる所得（商工業、農業などの経営から生じる利益）
- ニ 資産を処分することによって生ずる所得（土地、家屋、株式等の譲渡による処分益）

(2) 所得の発生形態別分類

- イ 毎年繰り返して発生する経常的な所得（利子、配当、給与、事業等の所得など）
- ロ 臨時的に発生する所得（土地、家屋、株式等の譲渡による所得など）
- ハ 毎年発生してもその額の大きさに変動を伴う所得（漁業、印税の所得など）
- ニ 長い年月にわたって形成されなければ生じない所得（退職金、年金等、山林の譲渡による所得など）

2 担税力に応じた課税の実現

前記のように、所得の発生は極めて多種多様である。したがって、所得税の担税力を考えるに当たっては、「量的な面」（金額面）だけでなく「質的な面」（発生原因・形態面）も併せて考慮する必要がある。

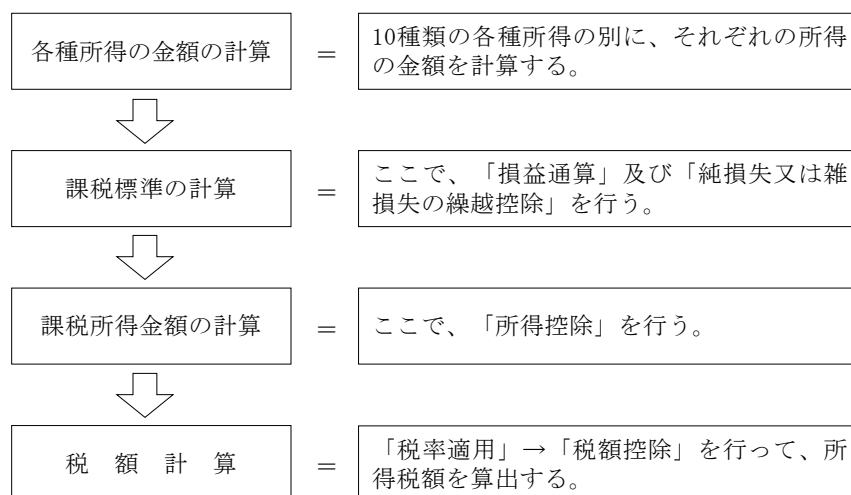
そこで、所得税法では、所得を総合して課税するに当たっては、その人が得た個々の

所得を単純に合計するのではなく、所得の性質に応じて「10種類の所得」に区分し、各々の所得に適した所得金額を計算した上で合計するという方法を採用している。

[所得の種類]	
①利子所得	②配当所得
③不動産所得	④事業所得
⑤給与所得	⑥退職所得
⑦山林所得	⑧譲渡所得
⑨一時所得	⑩雑所得

3 所得税の計算の仕組み

所得税は、その年の1月1日から12月31日（年の途中で、死亡又は出国する場合は、その死亡の日又は出国の時）までの1年間に生じた所得の金額について計算する。その計算は、おおむね、次の順序で行う。



第2節 各種所得の内容

所得税法は、その所得区分を基本として、所得金額の計算方法や所得税額の計算方法が定められている。この節では、各種所得の内容及び範囲について学習する。

学習のポイント

- 1 各種所得の内容及び範囲は、どのようなものか
- 2 他の各種所得と競合する場合、その所得区分はどのようなになるのか

1 利子所得

利子所得とは、次の所得をいう（所法23①）。

- (1) 公社債の利子（例：国債、地方債、社債の利子）
- (2) 預貯金の利子（例：銀行、信用金庫、農業協同組合等の預貯金の利子）
- (3) 合同運用信託の収益の分配（例：貸付信託、指定金銭信託の収益の分配金）

- (4) 公社債投資信託の収益の分配（例：中期国債ファンドの収益の分配金）
- (5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

（注） 利子所得は、広い意味で利子といわれるもののうち前記のとおり限定されている。

したがって、これ以外の利子は利子所得ではなく、例えば個人が行う金銭貸付けの利子の場合は、その個人が金融業者であるときは事業所得、そうでないときは雑所得となる。

【参考法令・通達番号】

所法2①九～十一、十五、十五の3、所基通2-10～2-12、23-1

2 配当所得

配当所得とは、次の所得をいう（所法24①）。

- (1) 法人から受ける剰余金の配当（例：決算配当、中間配当金）
- (2) 法人から受ける利益の配当（例：決算配当、中間配当金）
- (3) 剰余金の分配（例：農業協同組合等から受ける出資に対する剰余金の配当金）
- (4) 投資法人から受ける金銭の分配
- (5) 基金利息（例：相互保険会社の基金に対する利息）
- (6) 投資信託の収益の分配（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）
- (7) 特定受益証券発行信託の収益の分配

【参考法令・通達番号】

所基通24-1、24-2

3 不動産所得

(1) 不動産所得の内容

不動産所得とは、次の不動産等の貸付けによる所得をいう（所法26①）。

- イ 不動産（例：地代、家賃、権利金、礼金などの収入）
- ロ 不動産の上に存する権利（例：地上権、永小作権、借地権などの貸付け、設定その他他人に不動産等を使用させて得る収入）
- ハ 船舶又は航空機（例：船舶（総トン数20トン以上）、航空機の貸付けなどによる収入）

不動産等の貸付けの規模が事業的規模としてなされている場合でも、その所得は事業所得ではなく、不動産所得となる。

（注） 1 不動産等の貸付けには、不動産等を他人に使用させることを含む。

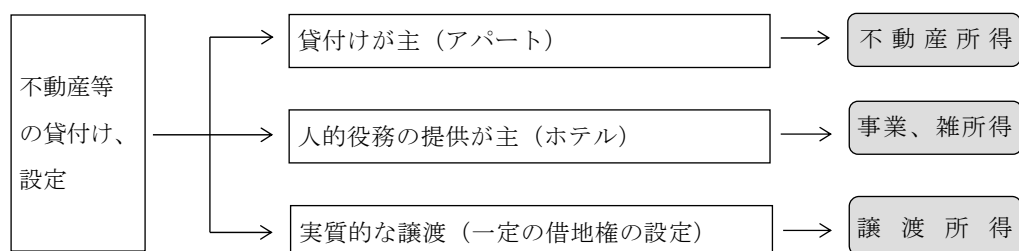
2 不動産とは、土地及び建物、構築物その他の土地に定着する有体物をいう（民法86）。

したがって、機械、器具、自動車などの動産の貸付けによる所得は、事業所得又は雑所得に該当する。

3 船舶（総トン数20トン以上）及び航空機は動産であるが、登記、登録、抵当権の方法などが不動産と同じなので、不動産に準じて取り扱い、この貸付けによる所得を不動産所得としたものである（所基通26-1）。

(2) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

不動産等の利用によって生ずる所得は、不動産所得になるものと他の各種所得になるものがある。一般的には、その所得がほとんど又はもっぱら不動産等の利用に供することにより生ずるものは不動産所得、不動産等の使用のほかには役務の提供が加わり、これらが一体となった給付の対価という性格を持つ場合には事業所得又は雑所得となる（所法26①、27①、所令63）。



(注) 1 下宿などのように、単に部屋を貸すだけでなく、食事を提供する場合は、不動産所得ではなく、事業所得又は雑所得となる。

2 土地を賃貸（転賃を含む。）する場合において通常取得するいわゆる権利金は、所法33条1項括弧書に該当し譲渡所得とされるものを除き、不動産所得となる。

また、不動産の賃貸借時には、権利金（礼金）、敷金（保証金）が授受されるのが通例である。この場合、権利金（礼金）は不動産所得となるが、敷金（保証金）は返還を要しない旨の特約のある場合を除き、所得とはならない。

* 権利金（礼金）は、不動産の賃貸借契約に際し、借借人が賃貸人に支払うもので、契約終了後も返還を要しない。

* 敷金（保証金）は、賃借料の債務（家賃など）を担保するために不動産の賃貸借契約に際し、借借人が賃貸人に交付するもので、通常は単なる預り金である。

しかし、賃貸借期間の経過等に応じて、その敷金（保証金）の一部又は全部の返還を要しなくなるような場合には、返還を要しなくなった時点で、その返還を要しなくなった額を、所得（収入）に計上することになる。

【参考通達番号】

所基通26-2～26-9、36-6、36-7

4 事業所得

(1) 事業所得の内容

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定める事業から生ずる所得をいう（所法27①、所令63）。

なお、「所得税の確定申告書」においては、事業所得の区分を次の図のように「営業等所得」と「農業所得」に区分している。

事業の種類	区分	例
農業 漁業 製造業 卸売業 小売業 不動産業（売買、仲介）、サービス業など	① 営業等所得	小売業、卸売業、製造業、サービス業（旅館業、クリーニング業など）、不動産業（売買仲介）建設業、自由職業（医者、弁護士など）、畜産業、漁業など
	② 農業所得	米、麦、野菜、花、果樹、繭などの栽培・生産など

（注）事業所得とされるかどうかの考え方

ある経済活動が所得税法上の事業所得を生ずべき事業に該当するかどうかは、その経済活動が、自己の危険と計算において、独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して営まれる業務であって、社会通念上事業と認められるかどうかにより判断すべきものとされている。

(2) 事業所得とされるものの主な具体例

- イ プロ野球選手、プロゴルファー、モデルなどの報酬
- ロ ホステス、保険営業員などの報酬
- ハ 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡（商品の販売等）
- ニ 貸衣装業における貸衣装の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における種付用の豚の譲渡など（少額重要資産のうち継続売買による所得）
- ホ 不動産業者が土地を継続売買
- へ 取得後5年以内の山林の譲渡（事業又は雑所得）
- ト 事業を営む者の従業員宿舍の使用料収入
- チ 時間貸有料駐車場の収入（事業又は雑所得）
- リ 商品が被害に遭い支払を受けた損害賠償金

【参考通達番号】

所基通27-1～27-7

(3) 事業の遂行に付随して生ずる収入

事業所得の総収入金額には、その事業活動の本来の収入のほかに、事業の遂行に付随して生ずる収入も含まれる。

- イ 事業所得に該当するもの
 - (イ) 事業の遂行上取引先又は使用人に貸付けた貸付金の利子
 - (ロ) 事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品
 - (ハ) 新聞販売店における折込広告収入

- (ニ) 浴場業、飲食業等における広告の掲示による収入
- (ホ) 空箱や作業くずの売却収入
- (ハ) 仕入割引や得意先からのリベート
- (ト) 少額の減価償却資産（10万円未満）又は一括償却資産（20万円未満）の必要経費算入の適用を受けた事業用資産の収入売却（所令81、138、139）

使用可能期間が1年未満		事業所得
取得価額が10万円又は20万円未満	その他の資産	
	少額重要資産	反復継続して譲渡 (所基通27-1)
	その他	

(注) 21ページ「事業用資産を譲渡した場合の所得区分」参照

ロ 事業所得に該当しないもの

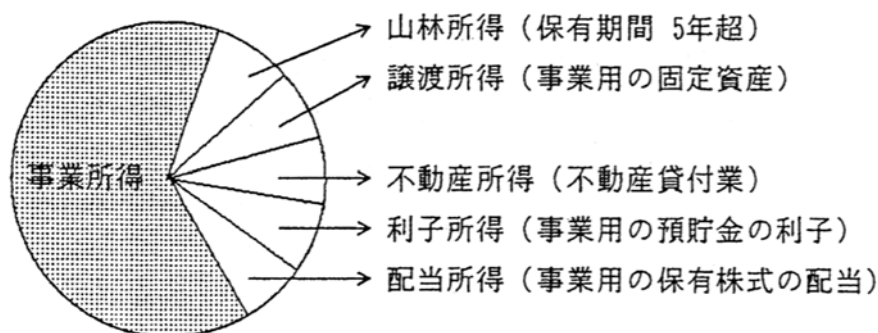
- (イ) 事業運転資金として金融機関に預けた預貯金の利子（利子所得）
- (ロ) 知人に対する貸付金の利子（雑所得）
- (ハ) 作家等（事業所得者）でない者の原稿料収入（雑所得）
- (ニ) 取引会社の株式に係る配当金収入（配当所得）

【参考通達番号】

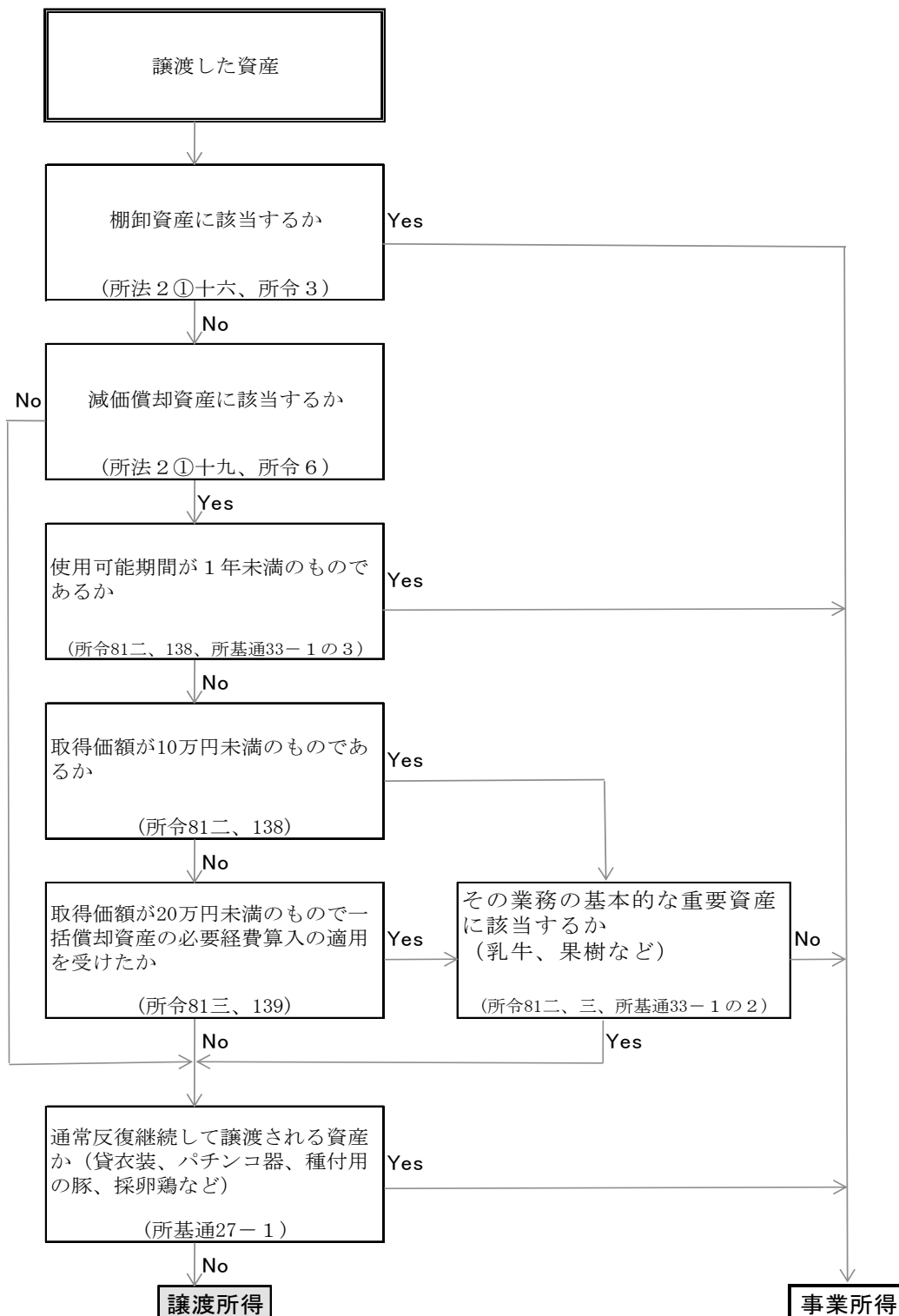
所基通2-13、27-5、35-2

(4) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

事業から生ずる所得であっても、その性質や担税力等から他の所得に区分されるものがある。例えば、①山林の売買業者が山林を取得して5年を超えてから譲渡したことによる所得は、山林所得に該当し（所法32①②）、②事業用の固定資産の譲渡による所得は、譲渡所得に該当する（所法33①）。



○ 事業用資産を譲渡した場合の所得区分

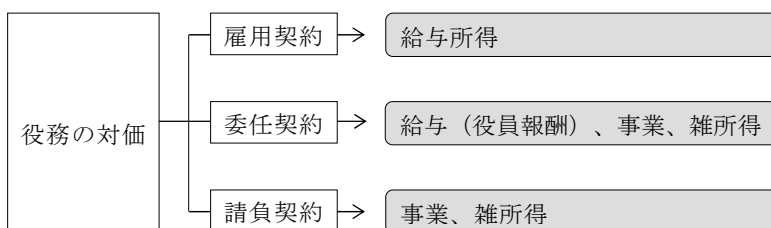


5 給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう（所法28①）。

（注）「給与」とは、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき雇用主に従属して非独立的に提供した労務の対価として雇用主から支払を受ける給付などをいう。所得税法第28条に列挙されている形態は例示であって、それが定額給であるか出来高払い給であるか、あるいは基本給であるか、勤務手当、扶養手当、超過勤務手当などのような付属給であるかを問わず、給与の性質を有するものは、給与所得となる。

〔役務提供に係る契約形態と各種所得の関係〕



* 雇用契約とは、当事者の一方（労働者）が相手方（使用者）に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対して報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる契約をいう（民法623）。

* 委任契約とは、当事者の一方（委任者）が法律行為をすることを相手方（受任者）に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる契約（例：商品の販売委任契約）をいう（民法643）。

なお、法人と法人の役員間には委任関係にあるが、役員が法人から支払を受ける報酬等は、給与の性質を有するものとして給与所得となる。

* 請負契約とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、効力を生ずる契約（例：建物の建築請負契約）をいう（民法632）。

【参考通達番号】

所基通28-1～28-10

6 退職所得

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう（所法30①）。

（注）1 退職所得は、給与を受け又はこれを受けるべき者が、退職に際して、その在職中の勤務に対する報酬として、その使用者から支給される一時的な収入である。したがって、その退職後、定期的、継続的に支給を受けるものは、年金たる雑所得であって退職所得ではない。

また、社会保険制度や退職共済制度に基づいて支給される退職一時金などは、雇用主から支給されるものではないが、過去の勤務に基因して支給される点では退職手当又は一時恩給と同様であるため、退職手当等とみなされる。

2 一時恩給とは、恩給法の規定により公務員が3年以上勤務して普通恩給を受けることができる年限に達しないうちに退職する場合に支給される給与である（恩給法67、70）。

- 3 死亡退職の場合の退職手当金などは、退職所得でなく相続税が課税される（所法9①十六、所基通9-17、相法3①二）。

【参考法令・通達番号】

所令72、所基通30-1～30-5

7 山林所得

(1) 山林所得の内容

山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう（所法32①）。

ただし、山林を取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は山林所得には含まれない（所法32②）。

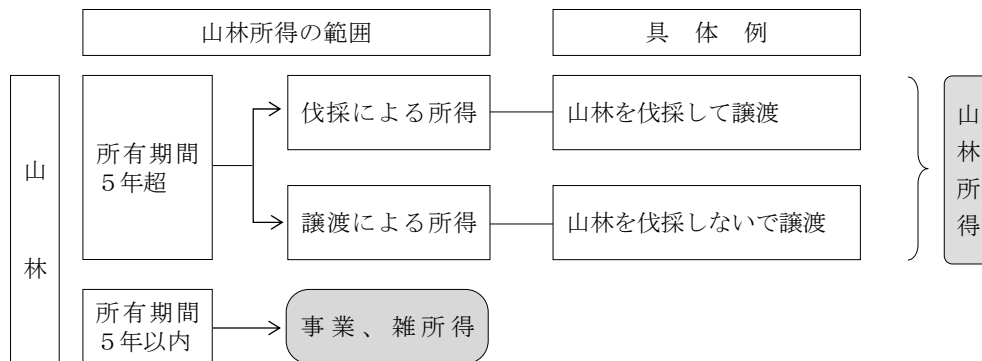
（注）山林とは、土地に定着した樹木が成長している状態、すなわち立木をいう。

(2) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

山林所得は、山林経営に伴い長期間にわたって発生した所得が、伐採又は譲渡により一時に実現するところに着目して定められた所得分類である。

このような理由から、山林を取得してから5年以内に伐採し又は譲渡した場合は、その所有期間が短く山林経営の実を伴わないため山林所得に含めず、山林の譲渡が事業的規模で行われている場合は事業所得、それに至らない場合は雑所得になる。

なお、立木を土地とともに譲渡した場合は、その土地の譲渡から生じた部分の所得は、譲渡所得となる。



【参考通達番号】

所基通32-1、32-2

8 譲渡所得

(1) 譲渡所得の内容

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で一定の条件に該当するものを含む。）による所得をいう（所法33①）。

（注）譲渡とは、有償無償を問わず、売買・交換、代物弁済、法人に対する現物出資、物納、競売、収用など、資産の所有権が移転する一切の行為をいう。

(2) 譲渡所得の基因となる資産

譲渡所得の基因となる資産の範囲は、棚卸資産、準棚卸資産、営利を目的とする継続売買に係る資産、山林及び金銭債権を除く一切の資産である（所法33②）。すなわち、土地、借地権、建物、機械その他の資産で、本来販売を目的としない資産が該当する。

(3) 短期譲渡所得と長期譲渡所得との区分

譲渡所得は、長い年月にわたり保有していた間に発生した資産の増加価値が、その資産の譲渡により一時に実現するという性格を有しているため、累進税率の適用に当たっては、これを緩和する措置が必要であり、所得税法では、譲渡所得を短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分している。

【短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分基準】（総合譲渡所得の場合）

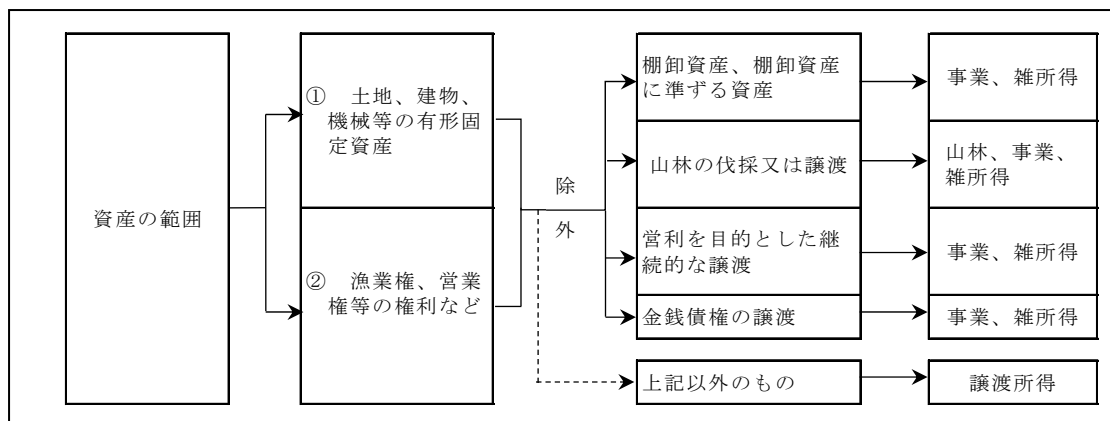
短期譲渡所得 （所法33③一）	その資産の取得の日以後、譲渡の日までの保有期間が5年以内の資産の譲渡
長期譲渡所得 （所法33③二）	その資産の取得の日以後、譲渡の日までの保有期間が5年を超える資産の譲渡

(4) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

次に掲げる資産の譲渡による所得区分は、次のようになる。

イ 棚卸資産の譲渡による所得は、事業所得となる（所法33②一）。

ロ 山林の譲渡による所得は、山林所得、事業所得又は雑所得となる（所法33②一、二）。



【参考法令・通達番号】

所令81、所基通27-1、33-1～33-1の4、33-3、33-6、33-6の2

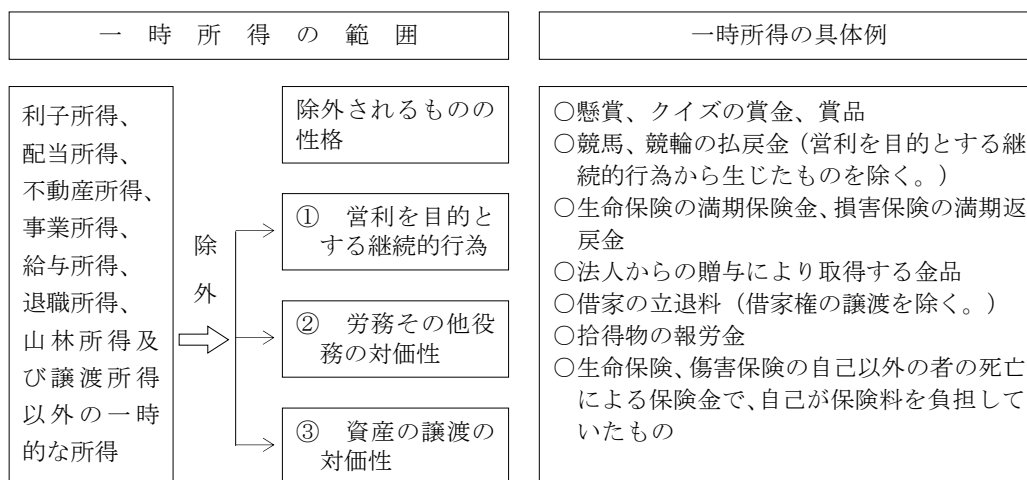
9 一時所得

(1) 一時所得の内容

一時所得とは、①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、②営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の、③一時の所得であり、④労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう（所法34①）。

(2) 一時所得となるものの具体例

次の図に掲げるような所得は一時所得となる。



【参考通達番号】

所基通34-1、34-2

[生命保険契約等に基づく一時金の課税関係]

契約者 (支払者)	被保険者	受取人	原因	課税関係
A	B	A	満期・解約	Aの一時所得
A	B	A以外	満期・解約	受取人に贈与税（所得税は非課税）
A	B	A	死亡	Aの一時所得
A	B	A以外	死亡	受取人に贈与税（所得税は非課税）
A	A	B	死亡	Bに相続税（所得税は非課税）

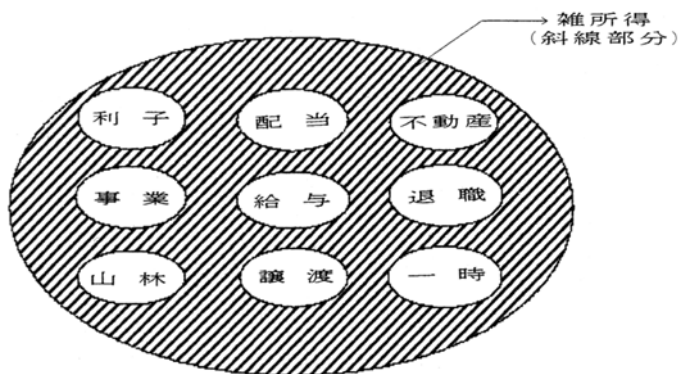
(注) 具体例において、業務関連のもの、継続的な受領等は一時所得から除かれることに留意する。

10 雑所得

(1) 雑所得の内容

雑所得とは、他の各種所得のいずれにも該当しない所得をいう(所法35①)。

なお、公的年金等は、雑所得に区分される。したがって、雑所得は、他の9種類の所得区分のいずれにも該当しない全ての所得を包含することになる。



(2) 公的年金等

公的年金等とは、次の年金をいう(所法35③)。

- イ 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく年金など
- ロ 恩給(一時恩給を除く。)及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金
- ハ 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給される年金など

(3) 雑所得とされるものの主な具体例

- イ その所得本来の性質上雑所得とされるもの
 - (イ) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
 - (ロ) 定期積金に係る契約に基づくいわゆる給付補填金
 - (ハ) 生命保険契約等に基づく年金
 - (ニ) 国税通則法58条1項に規定する還付加算金
- ロ 事業から生じたと認められるものを除き雑所得とされるもの
 - (イ) 動産の貸付けによる所得
 - (ロ) 原稿、さし絵、作曲、レコードの吹き込み若しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得(例：作家等以外の者が支払を受ける原稿料)
 - (ハ) 金銭の貸付けによる所得(例：金融業者でない者の貸金の利子)
 - (ニ) 不動産の継続的売買による所得
 - (ホ) 所有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

【参考通達番号】

所基通35-1、35-2